京丹後市監査委員告示第５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき、令和７年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和８年１０月１９日

京丹後市監査委員　　河　嶋　重　春

京丹後市監査委員　　和　田　　晋

令和７年度

財政援助団体等監査結果報告書

京丹後市監査委員

監 査 結 果 報 告 書

1　監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項の規定による監査）

2　監査の対象

令和６年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

（１）丹後機械工業協同組合

補　助　金　名　称	所　管　部　署
令和６年度　機械金属業販路開拓等事業費補助金	商工観光部 商工振興課

（２）京丹後市障害者事業所製品販売連絡協議会

補　助　金　名　称	所　管　部　署
令和６年度　障害者施設製品販売支援事業補助金	健康長寿福祉部 障害者福祉課

3　監査の期間

令和７年４月１０日から令和８年１０月１５日まで

（監査実施日：令和７年５月２７日）

4　監査の着眼点

団　　体	所　管　部　署
○　補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。 ○　補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○　補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。 ○　団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。

5　監査の方法

（１）本監査

団体及び所管部署から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。

（２）予備監査

監査委員事務局職員による関係書類の閲覧、必要に応じて現地調査を併せて実施した。

6　監査を実施した監査委員

監査委員	鈴　木　修　一	（令和７年９月４日まで）
同	多賀野　一　彦	（令和８年６月１１日まで）
同	河　嶋　重　春	（令和７年９月４日から）
同	和　田　　晋	（令和８年６月１１日から）

7　監査の結果

監査の結果、団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられました。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めました。

なお、団体及び所管部署は、軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努めてください。

団体の監査結果は次のとおりです。

8　備考（監査報告・公表の遅延について）

本監査報告は令和７年度に実施した監査に基づくもので、本来はすみやかに報告・公表をすべきところ、事務処理上の遅れにより、現在に至ったことを経過として付記します。

団体別監査結果報告書（丹後機械工業協同組合）

1　監査の目的

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2　監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	丹後機械工業協同組合	令和６年度に交付した補助金のうち、以下のもの補助金等 ・令和６年度　京丹後市機械金属業販路開拓等支援補助金
所管部署	商工観光部 商工振興課	

3　監査の結果

（１）令和６年度　京丹後市機械金属業販路開拓等支援補助金

補助金額	9, 357, 000円		
支出年月日及び金額	令和7年3月19日	9, 000, 000円	
根拠法令等	京丹後市機械金属業販路開拓等事業費補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	機械金属関連事業者の経営基盤を強化し、機械金属業界全体の成長及び発展を図るため、機械金属関連産業における新たな販路開拓、事業創出、技術開発等の事業を支援することを目的とするもの。		
指摘事項等	適正に執行されており、特に指摘すべき事項はありません。		

4　意見等

特に指摘事項はありません。

団体別監査結果報告書（京丹後市障害者事業所製品販売連絡協議会）

1　監査の目的

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項に基づき、市が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助金等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

2　監査の対象

区分	監査の対象	監査対象補助金等
団体	京丹後市障害者事業所製品販売連絡協議会	令和６年度に交付した補助金のうち、以下のもの補助金等 ・令和６年度京丹後市障害者施設製品販売支援事業補助金
所管部署	健康長寿福祉部 障害者福祉課	

3　監査の結果

（1）令和６年度京丹後市障害者施設製品販売支援事業補助金

補助金額	7，500，00円		
支出年月日及び金額	令和6年8月29日	7，500，000円	第１回概算払
根拠法令等	京丹後市障害者施設製品販売支援事業補助金交付要綱 京丹後市補助金等交付規則		
補助目的	市内の障害者施設で製作した商品の販売、接客等を通じて障害者に対する就労及び職場実習の場並びに市民との協働を積極的に図るための情報発信の場として設置する障害者施設製品を販売する常設販売所の運営を支援する。		
指摘事項等	【委員意見】 実績報告提出については、補助金交付要綱に基づき「すみやかに」提出してください。		

4　意見等

実績報告書の提出については、補助金交付要綱に基づき「すみやかに」提出をしてください。

補助金を活用した新商品開発などによって収入が増える方向に努力していただき、障害のある方の就労や職場実習によって、勤労意欲を向上していただくということを目標にしてください。